

平成 27 年 11 月 4 日

「TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項の概要について」
に対する意見

著作権分科会専門委員 笹尾 光
(日本民間放送連盟 知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員)

「TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項の概要について」に対する
当連盟の意見は、下記のとおりです。

記

前提として、国内法を改正する際には著作隣接権者である「実演家」「レコード製作者」と「放送事業者」とが平衡した取り扱いとなることを要望します。

そのうえで、個別事項についての意見は以下のとおりです。

1. 著作物等の保護期間の延長について

- ・ 保護期間が延長されることで、権利者の所在が不明となる著作物等の増大が予想されます。そうした状況は、多くの著作物、実演、レコードを利用する放送番組において、制作、放送、二次利用等のさまざまな場面で障害となる懸念があるため、然るべき方策を講じることを要望します。

2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化について

- ・ 二次創作物をはじめとする表現活動が委縮しないよう、非親告罪の対象は複製権に限定した上で、デッドコピーなど、客観的な基準によって定められる侵害行為、かつ商業的な規模の侵害行為に限定することを要望します。また、実際の運用にあたっては、捜査当局が権利者の意思や侵害事実を事前に確認するなど、権利者と捜査当局との当該侵害に関する認識が異なることのないよう配慮すべきと考えます。

3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール等）に関する制度整備について

- ・ 先に前提として述べた事項以外に特段の要望はありません。

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与について

- ・ TPP協定の合意においても、商業用レコードの放送利用について、保護の対象となるレコードおよび適用の対象となる放送サービスの範囲は各国との間で現在の取り扱いが維持されるとの説明を受けているので、そのとおりとすることを要望します。

5. 法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備について

- ・ 現行制度でも相当程度の損害賠償は可能であると思われませんが、新たに制度整備を行う場合、海賊行為などのうち悪質な場合を対象とするなど、これまでの著作物等の利用状況に著しい影響が及ばない制度設計を要望します。

以上

なお、上記の意見は現時点で提供されている情報のみに基づくものであります。今後同協定に関わる検討の進捗状況に応じて、意見の追加、変更等を含めたさらなる意見反映の機会が必要と考えます。